

平成二十一年六月二日受領
答弁第四三九号

内閣衆質一七一第四三九号

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する質問に対する答弁書

一について

ワインの具体的な使用状況に関する情報と既に公になっている情報等を重ね合わせることにより、外交儀礼上の問題が生じるおそれがあるからである。

二について

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第三条及び第四条に定められている任務及び所掌事務に関する業務を指す。